

盛岡広域振興局長告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年11月28日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311600183	ノリノリ農林	滝沢市牧野林890番地2	令和5年11月30日
0311400139	ノリノリ農林	八幡平市柏台三丁目122番	〃